

【23 釈文】 狩宿関所要害遠見役証文（文久3年）

狩宿御関所遠見役証文之事

一当村之義者、古来より 御関所附二而、御囲  
御要害遠見役被ニ 仰付一、急度相守、  
御関所御用不レ限ニ何時二一、被ニ 仰付一次第  
罷出、得ニ御差図一相勤来申候事

一男女ニ不レ限、他所之者当村江参、 御関所

之外へり道通度旨願申者御座候共、一切案内  
仕間敷候、若金銀ヲ貫案内仕候ハ、

御公儀様江被ニ 仰立一、何様之御科

被ニ 仰付一候共、少茂違背仕間敷候、万一

他所之者通懸申候ハ、捕置、早速

御関所江可ニ申上一候事

一御関所近所ニ出火、或ハ騒動ケ間敷

儀御座候ハ、村中不レ残罷出、御差図を請、

御用相勤可レ申候事

右之趣、先年從ニ 御公儀様一被ニ 仰

付一候ニ付、御要害之義、書面之通り急度相守

可レ申候、并ニ御関所之外、秣・薪等苅取申

山道、耕作ニ通候道迄御停止ニ被ニ 仰付一、

農業之外一切通路仕間敷候、若蜜々（密）

通路仕、後日相聞候ハ、何様之御科被ニ 仰

付一候共、一言之義申上間敷候、如レ斯証文差上

申候上者、村中大小之百姓日々ニ申付、御要害遠

見急度相守可レ申候、為レ其惣百姓連判

一札差上申処、仍而如レ件

文久三亥年八月

深津弥市郎知行所  
上州吾妻郡古森村

小前 忠兵衛（印）

治太夫（印）

友右衛門（印）

百姓代 幸助（印）

組頭 定八（印）

名主 兵左衛門（印）

狩宿

御関所

狩宿御関所遠見役（とおみやく）証文の事

一 当村の義は、古来（こらい）より 御関所附きにて、御囲い御要害（ようがい）遠見役仰せ付けられ、急度（きつと）相守り、御関所御用何時（いつ）に限らず、仰せ付けられ次第

罷（まか）り出（いで）、御差図（さしず）を得、相勤め来たり申し候事  
一 男女に限らず、他所の者当村へ参り、 御関所

の外へり道通り度旨願ひ申す者御座候とも、一切（いっさい）案内

仕（つかまつ）る間敷（まじく）候、若（も）し金銀を貰い案内仕り候はば、御公儀（こうぎ）様へ仰せ立てられ、何様（いかよう）の御科（とが）

仰せ付けられ候とも、少しも違背（いはい）仕る間敷候、万一

他所の者通り懸かり申し候はば捕らえ置き、早速（さっそく）

御関所へ申し上ぐべく候事

一 御関所近所に出火、或（ある）いは騒動が間敷

儀御座候はば、村中残らず罷り出、御差図を請け、

御用相勤め申すべく候事

右の趣（おもむき）、先年御公儀様より仰せ付けられ

候に付、御要害の義、書面の通り急度相守り

申すべく候、並びに御関所の外、秣（まぐさ）・薪（たきぎ）等苅り取り申す

山道、耕作に通る候道迄御停止（ちようじ）に仰せ付けられ、

（密）

農業の外一切通路仕る間敷候、若し蜜々（みつみつ）

通路仕り、後日相聞こえ候はば、何様の御科仰せ付けられ

候共、一言（いちごん）の義申し上げ間敷候、斯（か）くの如き証文差し上

げ申し候上は、村中大小の百姓日々に申し付け、御要害遠

見急度相守り申すべく候、其（そ）の為（ため）惣百姓連判（れんぱん）

一札（いっさつ）差し上げ申す処、仍（よつ）て件（くだん）の如し

（一八六三）

文久三亥年八月

深津弥市郎知行所

上州吾妻郡古森村

小前 忠兵衛 印

治太夫 印

（姓） 友右衛門 印

百性代 幸助 印

組頭 定八 印

名主 兵左衛門 印

狩宿

御関所